

○ 道路交通法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（自動車の乗車又は積載の制限）</p> <p>第二十二条 自動車の法第五十七条第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこと。</p> <p>イ 長さ 自動車の長さにその長さの十分の二の長さを加えたもの（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の長さに〇・三メートルを加えたもの）</p> <p>ロ 幅 自動車の幅にその幅の十分の二の幅を加えたもの（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の幅に〇・三メートルを加えたもの）</p> <p>ハ（略）</p> <p>四 積載物は、次に掲げる制限を超えることとなるような方法で積載しないこと。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 自動車の車体の左右から自動車の幅の十分の一の幅（大型自動</p>	<p>（自動車の乗車又は積載の制限）</p> <p>第二十二条 自動車の法第五十七条第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこと。</p> <p>イ 長さ 自動車の長さにその長さの十分の一の長さを加えたもの（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の長さに〇・三メートルを加えたもの）</p> <p>ロ 幅 自動車の幅（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の幅に〇・三メートルを加えたもの）</p> <p>ハ（略）</p> <p>四 積載物は、次に掲げる制限を超えることとなるような方法で積載しないこと。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 自動車の車体の左右からはみ出さないこと（大型自動二輪車及</p>

二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の左右から〇・一五メートルを超えてはみ出さないこと。

普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の左右から〇・一五メートルを超えてはみ出さないこと。
